

(第2回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成 29年 12月 26日
契約業者名	阪神高速サービス(株)
契約業者の住所	大阪市西区靱本町1-11-7
業務の名称	近畿圏ETCキャンペーン事務局運営等業務
業務場所	阪神高速道路株式会社の指定する場所
業務種別	役務提供等
業務概要	近畿2府4県(大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県・滋賀県)に住 所があり、車載器を本キャンペーンに基づいて、新たに購入・セットアッ プ・取付けを行う者を対象とし、その購入代金の一部を支援する。
業務期間(自)	平成 29年 2月 22日
業務期間(至)	平成 30年 8月 31日
契約金額	634,105,760 円
変更金額	127,828,800 円 増
変更後の契約金額	761,934,560 円
変更理由	別紙のとおり

金額は、税込みである。

変更契約理由書

近畿圏 ETC キャンペーン事務局運営等業務（第 2 回変更理由書）

現在実施中の近畿圏 ETC キャンペーン（車載器価格から割り引く 10,000 円（税込）を助成・上限 50,000 台）については、平成 29 年 12 月 10 日（日）現在で 32,791 台（四輪 24,584 台・二輪 8,207 台）の助成を実施している。平成 29 年 12 月 27 日（水）までに上限である 50,000 台に達する見込みがないことから、当初終了予定であった平成 29 年 12 月 27 日（水）を平成 30 年 5 月 31 日（木）まで期間を延長することとなった。

期間延長の際には、助成実績の向上を図るためお客さま向けに更なる広報を実施する必要があることから、下記項目を追加するとともに、契約期間を平成 29 年 8 月 31 日まで延長するものである。

（追加項目）

- ・チラシ
- ・ポスター
- ・ポケットティッシュ
- ・新聞広告
- ・インターネット広告
- ・ユーチューブ
- ・FaceBook 広告
- ・交通広告
- ・雑誌広告
- ・イベント